

人材確保や課題解決に役立つ！ 働き方改革推進セミナー

県と鹿児島労働局、鹿児島働き方改革推進支援センター(県社会保険労務士会)が連携し、**働き方改革関連法の説明や具体的取組の進め方、支援制度など**について、事業主等向けのWebセミナーを開催します。

経営改善や企業成長につながる働きやすい職場づくりの進め方やポイント等、自社の取組に役立つ内容となっておりますので、ぜひご参加ください！

開催日程

**令和8年
10/22(木)～11/12(木)
【全4回】14:00～15:00**

対象者等

**県内事業所の経営者
人事労務担当者 等**

定員・参加費

定員なし・無料

受講形式

**オンライン
※「Webex」(無料ソフト)が
必要です**

申込先

<https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/r08hatarakikatak-aikakusuisinseminar>



※上記QRコードからもお申込みできます

【問い合わせ】

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課
電話：099-286-3017

Mail：r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

【主催】鹿児島県【共催】鹿児島労働局

セミナー内容

第1回 10/22 (木)

職場のハラスメント対策について

講師：社会保険労務士 江川哲治

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の基本的な考え方や、企業に求められる防止措置について解説します。

また、令和8年10月1日から事業主に対策が義務付けられるカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントについて、企業が講ずべき具体的な措置を紹介します。

第2回 10/29 (木)

同一労働同一賃金等について

講師：鹿児島労働局 雇用環境改善・均等推進指導官 山元洋子

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、令和8年10月1日からパートタイム・有期雇用労働者に関するルールが改正されます。改正内容について解説します。

講師：鹿児島働き方改革推進支援センター 日高泰治
パートタイム・有期雇用労働法における「同一労働同一賃金」の基本的な考え方について、均衡待遇・均等待遇、不合理な待遇差の判断方法、労働者への説明義務等を解説します。

第3回 11/5 (木)

長時間労働縮減について

講師：鹿児島労働局 主任監察監督官 高井浩二

時間外労働の上限規制は、働き方改革関連法による労働基準法の改正により法制化され、平成31年4月から順次施行されました。令和6年4月からは、これまで適用が猶予されていた事業・業務にも上限規制が適用されています。本講では、事業主が理解しておくべき上限規制のポイントに加え、県内の労働基準監督署へ相談が多く寄せられている年次有給休暇制度等についても解説します。

第4回 11/12 (木)

ワーク・ライフ・バランスについて (推進企業の取組事例紹介・県の支援制度等)

講師：社会保険労務士 亀田孝太郎

ワーク・ライフ・バランスの必要性について、本県の現状や課題をふまえながら解説します。また、県の支援制度等もご案内します。

講師：(株)プロゴウス 執行役員・社長室室長 岩切大輔
働き方改革を実践する県内企業の取り組み事例を詳しくご紹介。

改革のきっかけ、具体的な取り組み内容、その成果、今後の展望に加え、社員の声を制度化するステップも解説します。